

明監報第9号

政策局（市制施行100周年記念事業推進室）定期監査  
結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を  
実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成30年11月26日

明石市監査委員	藤	本	一	彦	
	同	星	川	啓	明
	同	久	枝	陽	一
	同	林		健	太

## 政策局（市制施行 100 周年記念事業推進室）定期監査の結果について

### 1 監査の対象部局

市制施行 100 周年記念事業推進室

### 2 監査の期間

平成 30 年 8 月 24 日から平成 30 年 11 月 26 日まで

### 3 監査の対象範囲

平成 29 年度における財務に関する事務の執行を対象とした。  
ただし、必要に応じて平成 29 年度以外の事務も監査の対象とした。

### 4 監査の対象事項

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 支出事務
- (3) 財産管理
- (4) その他

### 5 監査の方法

市制施行 100 周年記念事業推進室から予算の執行状況、物品の管理状況等に関する資料の提出を求めるとともに事前ヒアリングを行い、所管する事務についてリスク評価を行った。リスク評価の結果、平成 29 年度は事業の本格的な実施に向けての準備段階であり、予算額は室運営に必要な最小限の額であること、執行内容も契約事務及び補助金事務がないことなどから、リスクが高い項目は見受けられなかった。そのため、実地監査に替えて証憑書類等の突合などによる書類での監査を行った。

### 6 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したが、おおむね適正に執行されているものと認められた。